

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○市町の廃置分合	(市町村課)	一
○消防学校移転整備事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格	(消防課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○保安林の指定の予定(八件)	(森林整備課)	三
○財政状況の公表	(財政課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(消防課)	六
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	一〇
○選挙管理委員会		
○政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程		一一
○政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程		一二
○まだら固定式さし網漁業の制限		一二

告 示

○宮城県告示第千四百四十三号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、平成二十一年九月一日から本吉郡本吉町を廃し、その区域を気仙沼市に編入するものとする。

平成二十一年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千四百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)(第六百六十七条の五第一項の規定により、宮城県が発注する宮城県消防学校移転整備事業(以下「本事業」という。)(について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される一般競争入札(以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。)(に該当することから、本事業に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、資格要件を満たす者が本事業に参加しようとするものは、次の二から八までに定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認されなければならない。

平成二十一年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1及び2のいずれにも該当するものであること。

1 次の(一)及び(二)のいずれにも該当するものでないこと。

(一) 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格審査申請書(添付書類を含む。)(中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

2 参加を希望する業務の種類に応じた次の基準を満たす者

(一) 設計業務を担当する者

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(二) 工事監理業務を担当する者

建築士法第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(三) 建築業務を担当する者

(四) 建築一式工事を担当する者

(五) 業務の内容に応じた建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けていること。

(六) 建築一式工事について、入札参加表明書受付締切日において直近の建設業法第二十七条

の二十三第二項に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、九百五十点以上であること。

と。

<p>九 資格承認 提出場所に申請書類を持参すること。</p> <p>八 申請の方法 宮城県総務部消防課消防班</p> <p>七 申請用紙の配布及び申請書類の提出場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>六 申請用紙（指定様式）の配布期間 平成二十年十二月二十六日から平成二十一年二月二十七日まで（休日を除く。）</p> <p>五 受付時間 午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで</p> <p>四 受付期間 平成二十年十二月二十六日から平成二十一年二月二十七日まで。ただし、宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条に規定する日（以下「休日」という。）を除く。</p> <p>三 申請書類の作成に用いる言語 日本語とする。</p> <p>二 申請に必要な書類 1 一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書 2 添付書類 参加を希望する業務に関し資格を有することを証するもの等の写し</p>	<p>(2) 電気工事のみを担当する者</p> <p>(イ) 業務の内容に応じた建設業法第三条第一項の許可を受けていること。</p> <p>(ロ) 業務の内容に応じた建設業法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査を受けていること。</p> <p>(3) 管工事のみを担当する者</p> <p>(イ) 業務の内容に応じた建設業法第三条第一項の許可を受けていること。</p> <p>(ロ) 業務の内容に応じた建設業法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査を受けていること。</p> <p>(四) 既存建築物等撤去業務を担当する者</p> <p>(1) 業務の内容に応じた建設業法第三条第一項の許可を受けていること。</p> <p>(2) 業務の内容に応じた建設業法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査を受けていること。</p>
<p>四 申請のあった年月日 平成二十年十二月九日</p> <p>〇宮城県告示第千四百四十六号 宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品</p>	<p>資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に登載する。</p> <p>十 審査結果の通知 当該申請者に郵送で通知する。</p> <p>十一 資格承認の有効期間 資格承認日から平成二十一年三月三十一日まで</p> <p>十二 資格の更新 平成二十一年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。</p> <p>十三 申請に関する問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部消防課消防班（電話〇二一・二二一・二三三三） 〇宮城県告示第千四百四十五号 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。 平成二十年十二月二十六日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 サステナブル・ソリューションズ（小さな渦を育てる社） 一 代表者の氏名 石田 秀輝 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区荒巻字青葉六番六号 東北大学大学院環境科学研究所環境創成機能素材分野内 三 定款に記載された目的 この法人は、我が国のものづくり、環境、生命、経済等の各分野におけるさまざまな情報を広く深く共有化し、この分野における研究、教育、産業活動を幅広く支援することで日本の社会、経済の発展に寄与し、日本国民はもとよりアジア地域全体において、人間が自然に感謝と畏敬の念を持ち、生きることを楽しむ新しい価値観を共有することに寄与することを目的とする。</p>

を次のとおり認証した。

平成二十年十二月二十六日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

七十一	果実等飲料	名取岩沼農業協同組合 代表理事組合長 高橋弘次	桔梗長兵衛商店	巨理郡山元町山寺字牛橋一九
五十一	梅干し	有限会社佐藤農場 代表取締役 佐藤光	有限会社佐藤農場	大崎市岩出山下野目字向山九四
認証番号	品目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地

二 認証年月日

平成二十年十二月十九日

○宮城県告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字鷹ノ巣一九、二二の二、二四から二七まで、三四の六、三四の三〇から三四の三

二まで、三四の四〇、三四の五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

文字鷹ノ巣二一の二・三四の三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）・三四の六

三四の三二、三四の五三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字草木沢上原二二三の四から二二三の七まで、二二五の四、二二七の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字草木沢上原二二三の四から二二三の七まで・二二五の四・二二七の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>保安林予定森林の所在場所 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>栗原市栗駒沼倉東沼ヶ森二三の一、二五、二九の一、三二の一、三五、五一</p> <p>二 指定の目的 水源のかん養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。 沼倉東沼ヶ森二五（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>○宮城県告示第千五百十号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。</p> <p>平成二十年十二月二十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 保安林予定森林の所在場所 栗原市栗駒沼倉西沼ヶ森二四、二五</p> <p>二 指定の目的 水源のかん養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。 沼倉西沼ヶ森二四・二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p>

<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>○宮城県告示第千五百十一号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。</p> <p>平成二十年十二月二十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 保安林予定森林の所在場所 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>気仙沼市下八瀬一四七の二</p> <p>二 指定の目的 水源のかん養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>○宮城県告示第千五百十二号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。</p> <p>平成二十年十二月二十六日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
--

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢早坂三九の一、三九の六、四〇の一、四四の一、四五の一、四六の一、四九の一、四九の三、字本沢深山四九の一、五〇、五〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本沢早坂四四の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第千五百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字草木沢角間三五七の一、三五八の一、三五九の一、三七五の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字草木沢角間三五七の一・三五八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第千五百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市早稲谷二四七の一、二四七の三、塚沢六二の一、六二の八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

○財政状況の公表に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第二十三号)第二条第一項の規定により、
県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。
平成二十年十二月二十六日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 事業名称 宮城県消防学校移転整備事業

2 事業場所 仙台市宮城野区幸町四丁目七番一号

3 事業内容 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「PFI法」という。）に基づく特定事業（以下「PFI事業」という。）として、宮城県消防学校の以下の業務を実施する。

(一) 施設整備業務

(二) 既存じゅう器備品移転業務

(三) 維持管理業務

(四) 食堂等運営業務

4 事業期間 契約締結日から平成四十三年三月三十一日まで

5 予定価格 三、八四一、八〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 入札方式 総合評価一般競争入札

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成については、以下のとおりとする。

(一) 入札参加者は、単独の企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、入札参加グループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）又は協力企業（以下「協力企業」という。）とする。

(二) 入札参加企業又は入札参加グループの代表企業、構成企業若しくは協力企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を準協力企業（以下「準協力企業」という。）として、参加表明書においてその業務を担当するものを明記すること。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。

(三) 入札参加企業又は代表企業及びすべての構成企業は、本事業を遂行するため、落札者が会社法（平成十七年法律第八十六号）に定める株式会社として本事業を実施するために設置する特

別目的会社（以下「SPC」という。）に出資するものとし、SPCは原則として宮城県内に設置するものとする。また、入札参加企業又は代表企業は、全事業期間において出資者中最大の出資割合を有するものとする。

(四) 入札参加企業又は代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の五十パーセント未満とする。また、出資者の名称を入札時に明らかにすること。

(五) 入札参加者はそのすべての企業の担当業務（施設整備（設計、工事監理及び建設）、既存じゅう器備品移転、維持管理、食堂等運営その他の業務）を明らかにすること。また、設計業務、工事監理業務、建設業務、既存じゅう器備品移転業務、維持管理業務及び食堂等運営業務は、それぞれの業務を同一の者が行えるものとし、それぞれの業務を複数の者が別に行うことも可能とする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と建設業務を実施することはできないものとする。

(六) 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の百分の五十を超える株式を有する者又はその出資の総額の百分の五十を超える出資をしている者をいい、人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(七) 入札参加企業、代表企業、構成企業、協力企業及び準協力企業のうち、SPCから業務を請け負う企業は、事前に県の承諾が得られた場合には、当該業務について、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。

(八) 入札参加者の入札参加企業、代表企業、構成企業及び協力企業は、他の提案を行う入札参加者の入札参加企業、代表企業、構成企業又は協力企業として参加していないこと。ただし、準協力企業については、他の入札参加者の準協力企業となることは可能である。

2 企業の参加資格要件
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画取消し決定を受けていない場合、又は再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取消し決定を受けていない場合を除く。
(三) 会社法第五百十一条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であり、かつ、

破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八条又は第十九条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者であること。

(四) 入札参加時及び事業契約締結日までに、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百二十七号）、建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三号）及び物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成九年宮城県告示第千二百七十五号）に基づく資格制限（指名停止）を受けている期間中の者及び参加資格の取消しを受けている者でないこと。

(五) 入札参加資格審査申請書の受付日までに、「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録又は「宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格」の登録を受けている者であること。

3 業務を担当する者の資格等要件

(一) 設計業務を担当する者

(1) 設計業務について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付日までに受けていること。

(2) 建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(3) 次の(イ)から(ハ)の要件を満たす設計業務の技術上の管理及び総括を行う管理技術者を専任で配置できること。

(イ) 設計企業と直接的かつ恒常的に三ヶ月以上の雇用関係があること。

(ロ) 建築士法第五条に基づく一級建築士の登録を行っていること。

(ハ) 平成十年一月一日から入札参加資格審査申請書の受付日までの期間に延床面積三千平方メートル以上、かつ、六階以上の規模の消防学校、警察学校等の教育訓練施設、学校、病院、共同住宅又は事務所（倉庫、車庫、工場及び仮設事務所など簡易なものを除く。以下「消防学校等」という。）の設計を行った実績を有すること。ただし、当該消防学校等は、完成したもの又は工事中であるものに限る。

(二) 工事監理業務を担当する者に必要な資格

(1) 工事監理業務について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付日までに受けていること。

(2) 建築士法第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(3) 次の(イ)から(ハ)の要件を満たす建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五条の四第一項に規定する工事監理者を専任で配置できること。

(イ) 監理企業と直接的かつ恒常的に三ヶ月以上の雇用関係があること。

(ロ) 建築士法第五条に基づく一級建築士の免許の登録を行っていること。

(ハ) 平成十年一月一日から入札参加資格審査申請書の受付日までの期間に完成した延床面積三千平方メートル以上、かつ、六階以上の規模の消防学校等の建築一式工事について工事監理を行った実績を有すること。

(三) 建設業務を担当する者に必要な資格

(1) 建築一式工事を担当する者

イ 建築一式工事について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付日までに受けていること。

ロ 建築一式工事について、入札参加表明書受付締切日において直近の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、九百五十点以上であること。

ハ 平成十年一月一日から入札参加資格審査申請書の受付日までの期間に延床面積三千平方メートル以上、かつ、六階以上の規模の消防学校等の建築一式工事について、完成した実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。

ニ 次に掲げる基準を満たす建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

(イ) 建築一式工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付日の前日までに当該業種の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。

(ロ) 八に掲げる消防学校等の建築一式工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。

(ハ) 建設業法第二十七条の十八の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者で、入札参加資格審査申請書の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。

ホ 入札公告時点においてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得者であること。

(2) 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち電気工事（以下「電気工事」という。）のみを担当する者

イ 電気工事について「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札参加

<p>資格審査申請書の受付日までに受けていること。</p> <p>ロ 平成十年一月一日から入札参加資格審査申請書の受付日までの期間に延床面積三千平方メートル以上、かつ、六階以上の規模の消防学校等の電気工事について、完成した実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。</p> <p>ハ 次に掲げる基準を満たす建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。</p> <p>(イ) 管工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付期日の前日</p> <p>(1) 電気工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付期日の前日までに当該業種の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(ロ) 口に掲げる消防学校等の電気工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。</p> <p>(ハ) 建設業法第二十七条の十八の規定による監理技術者資格者証を有する者で、入札参加資格審査申請書の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。</p> <p>二 入札公告時点においてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得者であること。</p> <p>(3) 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち管工事（以下「管工事」という。）のみを担当する者</p> <p>イ 管工事について、「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書類の受付日までに受けていること。</p> <p>ロ 平成十年一月一日から入札参加資格審査申請書の受付日までの期間に延床面積三千平方メートル以上、かつ、六階以上の規模の消防学校等の管工事について、完成した実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。</p>	<p>でに当該業種の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>ロ 口に掲げる消防学校等の管工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。</p> <p>(ハ) 建設業法第二十七条の十八の規定による監理技術者資格者証を有する者で、入札参加資格審査申請書の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。</p> <p>二 入札公告時点においてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得者であること。</p> <p>(四) 既存建築物等撤去業務を担当する者に必要な資格</p> <p>(1) 土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事について、「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付日までに受けていること。</p> <p>(2) 既存建築物等撤去業務を担当する企業（以下「撤去企業」という。）は、建設業法第三条第一項の規定により、土木工業業、建築工業業又はとび・土工・コンクリート工業業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>(五) 既存じゅうりょう器備品移転業務を担当する者に必要な資格 「宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付日までに受けていること。</p> <p>(六) 維持管理業務を担当する者に必要な資格</p> <p>(1) 「宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付日までに受けていること。</p> <p>(2) 複数の維持管理企業で業務を分担する場合は、それぞれの担当企業が(1)の要件を満たしていること。</p> <p>(七) 食堂等運営業務を担当する者に必要な資格</p> <p>(1) 「宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付日までに受けていること。</p> <p>(2) 複数の食堂等運営企業で業務を分担する場合は、それぞれの担当企業が(1)の要件を満たしていること。</p>
<p>4 入札参加者の制限</p> <p>(一) 入札参加者は、「宮城県民間資金等活用事業検討委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失ふものとする。</p>	

(二) 入札参加者は、本事業について、アドバイザリー業務を委託する企業及び当該企業と当該アドバイザリー業務において提携関係にある企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザリー業務に関与している者は以下のとおりである。

- (1) 株式会社建設技術研究所
- (2) シリウス総合法律事務所
- (3) 株式会社日立建設設計

5 入札参加資格要件の確認 参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、入札参加企業又は代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に入札参加企業又は代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しない場合がある。

入札参加企業又は代表企業の変更は認めないが、構成企業、協力企業及び準協力企業については、資格・能力上支障がないと県が判断する場合には、変更可能とする。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者 〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎五階) 宮城県総務部消防課消防班(担当 川合 電話 〇二二・二二一・二三七三 Eメール syobous@pref.miyagi.jp)

2 入札説明書等の公表 平成二十年十二月二十六日より宮城県総務部消防課ホームページ(CRURL: <http://www.pref.miyagi.jp/syobousou/>)に掲載する。

3 入札説明会及び現地見学会

(一) 入札説明会

- (1) 日時 平成二十一年一月十九日午前十時から午前十一時三十分まで
- (2) 場所 宮城県自治会館二階二〇五、二〇六会議室

(二) 既存消防学校見学会

- (1) 日時 平成二十一年一月十九日午後一時から午後二時まで
- (2) 場所 宮城県消防学校

(三) 事業用地見学会

- (1) 日時 平成二十一年一月十九日午後二時十五分から午後三時まで
- (2) 場所 旧宮城県総合衛生学院

(四) 類似施設見学会

- (1) 日時 平成二十一年一月二十日午後二時から午後四時まで
- (2) 場所 登米市消防本部

(四) 申込期限 平成二十一年一月十六日正午まで

(六) 申込方法 入札説明会、現地見学会参加申込書に企業名参加者名等を記載の上、申込期限までに、三の1までEメールにより申し込むこと。

4 入札参加資格審査書類の受付

(一) 受付期間 平成二十一年三月二十三日から平成二十一年三月二十七日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く毎日の午前九時から午前十二時まで及び午後一時から午後四時まで。

(二) 提出先 三の1の場所

(三) 提出方法 提出先に提出すること。ただし、郵送による場合は、平成二十一年三月二十六日に配達を指定するとともに書留郵便等により配達記録が残る方法によること。

5 入札参加資格の結果通知 入札参加資格審査書類を提出した入札参加者の代表企業に対して、入札参加資格の審査結果を平成二十一年三月下旬に書面により通知する。

6 入札書類の受付

(一) 受付期間 平成二十一年五月十四日の午前九時から午前十二時まで及び午後一時から午後二時まで

(二) 提出先 三の1の場所

(三) 提出方法 提出先に提出すること。ただし、郵送による場合は、平成二十一年五月十三日に配達を指定するとともに書留郵便等により配達記録が残る方法によること。

7 入札の手順

(一) 提出された入札書類がすべてそろっていることを確認し、そろっていない場合は失格とする。

(二) 開札

- (1) 日時 平成二十一年五月十四日午後四時
- (2) 場所 宮城県行政庁舎五階「総務部会議室」

(三) 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

(四) 審査は、落札者決定基準に従い、宮城県民間資金等活用事業検討委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

四 入札書類の審査

1 宮城県民間資金等活用事業検討委員会 落札者の決定に当たっては、学識経験者等で構成する宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「検討委員会」といふ。）において、2 審査方法により審査を行う。

2 審査方法 審査は落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。入札参加資格審査の結果、入札参加を認められた者から提出された入札書類について、提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、県が落札者を決定する。

3 審査項目
 (一) 資格審査
 (二) 事業提案審査

4 落札者の決定 県は入札書類審査の結果に基づいて検討委員会により選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数あるときは、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

5 審査結果の通知及び公表 入札参加企業又は入札参加グループの代表企業に審査結果を速やかに通知するとともに、平成二十一年七月中旬（予定）までに公表する予定である。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条から第九十九条による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条から第百十五条による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者とした入札並びに入札説明書等において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

5 入札書類等は返却しない。

6 契約書の作成の要否 要

7 この入札に係る調達案件について、PFI法第九条に規定する議会の議決を得ることができなかったときは、仮契約の定めにより契約は無効とする。

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Subject matter of the contract
 PFI-based design, construction, maintenance and operation of a cafeteria of the Miyagi Fire Academy. (BTO scheme)

Demolition of the existing buildings of Miyagi Prefecture Hygiene Institute.

2 The deadline for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

1) Direct applications should be made from 9 : 00 to 12 : 00 and 13 : 00 to 16 : 00 on From 23rd (Mon) of March, 2009 to 27th (Fri) of March, 2009.
 (The reception desk will be open from 9 : 00 to 12 : 00 and from 13 : 00 to 16 : 00 (The desk will be closed at 14 : 00 on 27th (Fri) of March)

2) In the case of application by mail, the tender document should arrive by From 23rd (Mon) of March, 2009 to 26th (Thu) of March, 2009.

3 The deadline for the submission of tender documents

1) Direct applications should be made from 9 : 00 to 12 : 00 and 13 : 00 to 14 : 00 on 14th (Thu) of May, 2009.
 2) In the case of application by mail, the tender document should arrive by 13th (Wed) of May, 2009.

4 General contact
 Fire Defense Division of Miyagi Prefecture
 Address : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, JAPAN (ZIP Code : 980-8570), Tel : (022) 211-2373, E-mail : syobous@pref.miyagi.jp

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
 岩沼市小川字中町二番三及び二番四
 地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 岩沼市栄町二丁目一番十五・二百四十四号
 布田 義隆

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十二月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市早股字小林三百六十五番七、三百六十五番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市早股字小林三百六十五番地の六
長谷 正行

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十年十二月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
遠田郡美里町字北田十六番一、十七番、十八番及び十九番
新潟県新潟市南区清水四千五百一番一
株式会社コメリ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一十一号

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

（規程の目的）
政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程

第一条 この規程は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の二第二項の規定による宮城県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理した報告書、監査意見書又は政治資金監査報告書（以下「報告書等」という。）の閲覧及び写しの交付に関する事項を定めることを目的とする。

（報告書等の閲覧）

第二条 報告書等の閲覧を請求しようとする者は、県委員会に申し出て、備え付けの閲覧簿に所定の事項を記入しなければならない。

2 報告書等の閲覧は、県委員会の指定した場所において、執務時間中にしなければならない。

3 報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前四項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告書等の写しの交付）

第三条 報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、別記様式による収支報告書等の写しの交付請求書（以下「交付請求書」という。）に必要な事項を記入の上提出しなければならない。

2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 県委員会は、報告書等の写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から三十日以内に、当該請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

（政治資金規正法第二十条の二第二項及び政党助成法第三十二条第五項の規定による報告書等の閲覧に関する規程の廃止）

2 政治資金規正法第二十条の二第二項及び政党助成法第三十二条第五項の規定による報告書等の閲覧に関する規程（平成七年六月二十三日宮選管告示第七十二号）は、廃止する。

別記様式（第3条関係）

収支報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

請 求 者 (法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)	住 所	電 話 ()
	請 求 対 象 政 治 団 体 名	
請 求 対 象 報告書等の 内 容	請 求 対 象 年	
交付の方法	用紙に複写	フロッピーディスク C D - R D V D - R
収入証紙貼付欄 (写しの交付を受けるときにここに収入証紙をはってください。)		

○宮選管告示第百一十一号

政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程を次のように定める。
平成二十年十二月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政 党 助 成 法 第 三 十 二 条 第 五 項 の 規 定 に よ る 支 部 報 告 書 等 の 閲 覧 に 関 す る 規 程
(規程の目的)

第一条 この規程は、政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第五項の規定による宮城県選挙管理委員会（以下「県委員会」といふ。）において受理した支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」といふ。）の閲覧に関する事項を定めることとを目的とする。

(閲 覧 の 方 法)

第二条 支部報告書等の閲覧を請求しようとする者は、県委員会に申し出て、備え付けの閲覧簿に所定の事項を記入しなければならない。

2 支部報告書等の閲覧は、県委員会の指定した場所において、執務時間中にしなければならない。

3 支部報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 支部報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前四項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

○宮城海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島灣波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」といふ。）において二十トン未満の船舶を使用して行うまだら固定式さし網漁業（以下「まだら固定式さし網漁業」といふ。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十年十二月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 曲 山 喜 勝

一 制 限 期 間

平成二十一年一月一日から平成二十一年二月二十八日まで

二 操業区域

石巻市網地島溝波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

平成二十一年一月一日から平成二十一年二月二十八日まで

四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 操業の届出をした者は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 操業の届出をした者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側か両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

7 操業の届出をした者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 操業の届出をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林

水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 操業の届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出（一覧表）（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第一 操業届出書及び変更届出書は、漁業法その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を申請者に交付する。

2 届出済証の交付は、あらかじめ委員会が指定する日時及び場所において、その住所を管轄する地方振興事務所が行うものとする。

（船体の標識）

第四 委員会指示第五の2で定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書の提出）

第五 委員会指示第五の6の漁獲成績報告書（様式第五号）には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付しなければならない。

（届出書等の経由）

第六 第一の規定による操業届出書及び第五の規定による漁獲成績報告書の提出は、その住所を管轄する地方振興事務所を経由して行わなければならない。

(様式第 1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届出します。

記

- 1 操業期間 平成21年 1月 1日から同年 2月 28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島・瀨波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無線の有無

4 漁具の規模

km	x	張り	=	km
km	x	張り	=	km
km	x	張り	=	km
合計		張り		km

5 届出理由

以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会
会長 畠 山 喜 勝 印

(A 4 縦)

(様式第 2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船名
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A 4 縦)

(様式第3号)

まだら固定式さし網漁業操業届一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

届出番号	一連番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申請者住所	申請者氏名

印の欄は記載しないでください。 (A 4 横)

(様式第4号)

宮 城 県 第 号

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合)にあつては、所属支所の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		届出済証番号	宮まだら固第	号
氏 名	印	船 名		
刺網の規模	目 合： 寸 分 (cm)	乗 組 員		人
	総延長： m・使用反数： 反			

平成 年 月分

日	漁場番号	水深 (m)	数量 (kg)	尾数 (尾)	金額 (千円) 税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網 ・ 留さし網
2						朝さし網 ・ 留さし網
3						朝さし網 ・ 留さし網
4						朝さし網 ・ 留さし網
5						朝さし網 ・ 留さし網
6						朝さし網 ・ 留さし網
7						朝さし網 ・ 留さし網
8						朝さし網 ・ 留さし網
9						朝さし網 ・ 留さし網
10						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
11						朝さし網 ・ 留さし網
12						朝さし網 ・ 留さし網
13						朝さし網 ・ 留さし網
14						朝さし網 ・ 留さし網
15						朝さし網 ・ 留さし網
16						朝さし網 ・ 留さし網
17						朝さし網 ・ 留さし網
18						朝さし網 ・ 留さし網
19						朝さし網 ・ 留さし網
20						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
21						朝さし網 ・ 留さし網
22						朝さし網 ・ 留さし網
23						朝さし網 ・ 留さし網
24						朝さし網 ・ 留さし網
25						朝さし網 ・ 留さし網
26						朝さし網 ・ 留さし網
27						朝さし網 ・ 留さし網
28						朝さし網 ・ 留さし網
29						朝さし網 ・ 留さし網
30						朝さし網 ・ 留さし網
31						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
合計						

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域

